

第 6545 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 10月 20日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ コロナによる負担を軽減する固定資産税の減免

Q : コロナの影響で売上が減少しています。固定資産税の減免措置があるそうですが、どのような制度なのですか？

A : 次のような制度です。

【解説】

新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、固定資産税及び都市計画税の減免措置が講じられています。

概要は次のとおりです。

① 減免対象

- ・ 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・ 事業用家屋に対する都市計画税

② 減免率

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率

- ・ 50%以上減少の場合は全額
- ・ 30%以上50%未満の場合は2分の1

③ 対象者

- ・ 資本金の額又は出資の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合(ただし、大企業の子会社等一定の法人は対象外)

④ 申告方法

対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書に認定経営革新等支援機関等の確認を受けて、令和3年1月1日から31日までの間に必要書類を添付して申告します。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】